

論文要旨

1980年代の日中関係は、極めて良好な状態にあった。70年代末の日中平和友好条約の締結と第一次対中 ODA の決定に引き続き、80年代は両国が政治、経済、文化など社会の各分野における関係を本格的に発展し、相互信頼関係を構築する時期である。中曽根総理と胡耀邦総書記の個人的な親交にも見られるように、80年代は日中関係の蜜月期だったと言って良いだろう。

一方、表に表現されていた友好の裏側に、両国の間にトラブルも多発していた。まずは歴史教科書問題や中曽根総理の靖国神社公式参拝をはじめとした歴史問題の勃発であろう。特に中曽根総理の靖国神社公式参拝は、中国政府の反発を招致したのみならず、民間レベルにおいても中国の反日デモを引き起こし、両国関係に深刻な影響をもたらした。

この事件に関して、靖国神社には A 級戦犯が祭られていることがゆえに、中曽根総理の公式参拝が中国の激しい批判を引き出したわけだったという指摘が見られる。しかし、A 級戦犯の合祀は日中平和友好条約が締結された 1978 年の時点である。その前後の歴代総理大臣は、田中角栄が 1972 年 7 月 8 日、1973 年 4 月 23 日、1973 年 10 月 18 日、1974 年 4 月 23 日、1974 年 10 月 19 日に合計 5 回、三木武夫が 1975 年 4 月 22 日、1975 年 8 月 15 日、1976 年 10 月 18 日に合計 3 回、福田赳夫が 1977 年 4 月 21 日、1978 年 4 月 21 日、1978 年 8 月 15 日、1978 年 10 月 18 日に合計 4 回、大平正芳が 1979 年 4 月 21 日、1979 年 10 月 18 日、1980 年 4 月 21 日に合計 3 回、鈴木善幸が 1980 年 8 月 15 日、1980 年 10 月 18 日、1980 年 11 月 21 日、1981 年 4 月 21 日、1981 年 8 月 15 日、1981 年 10 月 17 日、1982 年 4 月 21 日、1982 年 8 月 15 日、1982 年 10 月 18 日に合計 9 回、いずれも在任中に靖国神社を参拝したことがある。だが、内外ともに何ら問題とされなかった。とりわけ日中国交正常化を実現した田中と大平両氏は、中国に古い友人と見なされ、深く信頼されている者さえも、靖国神社に参拝したが、中国はそれらの参拝に対して、一切反応がなかった。

中曽根が総理の就任前には言うまでもなく、就任後も 1983 年 4 月 21 日、1983 年 8 月 15 日、1983 年 10 月 18 日、1984 年 1 月 5 日、1984 年 4 月 21 日、1984 年 8 月 15 日、1984 年 10 月 18 日、1985 年 1 月 21 日、1985 年 4 月 22 日の前後 9 回にわたって、靖国神社を参拝したのにもかかわらず、中国は終始、1985 年 8 月 15 日の参拝まで一言も言わずに沈

黙のままだった。それでは、なぜ 1985 年 8 月 15 日の中曽根総理の公式参拝以後、中国は突然、総理の靖国神社参拝を問題視し始めたのか。その裏側には、よりいっそう深刻な背景が潜んでいるはずである。

本論文は、なぜ総理の靖国神社参拝が 1985 年から突然に中国側に問題視されたのかということの時代背景を究明することによって、中国の「対日二分論」という対日政策を引き出し、その政策を徹底的に論じたい。

侵略戦争の責任がすべて日本軍国主義者にあり、日本人民は中国人民と同じように日本軍国主義の被害者であり、何の罪もないというのは「対日二分論」の基本的な論理である。この「対日二分論」が中国のあらゆる対日政策の前提として、どのような目的に基づいて提出されたのか。日中国交正常化のプロセスにおいていかなる役割を果たしたのか。正常化以後、なぜ引き続き中国に唱えられているのか。日本政府は中国の「対日二分論」にいかなる対応を示したのか。また、政府の対中 ODA 供与と「対日二分論」との間に、どのような関連性があるのか。対中 ODA の供与を日本対中戦後処理外交の一環と認識して良いのか。対中 ODA に対して日中両国にはいかなる認識のずれが見られるのか。

以上のような問題点について全面的に考察することは、国交正常化からの日中関係全般を認識するのに、非常に重要である。

1972 年の日中国交正常化に際して、中国は自国国内の正常化に反対する声と日本の戦争賠償をきちんと請求しようというような民間の要望を受けて、「対日二分論」を用いて日本国民の無罪を宣伝し、正常化及び戦争賠償の放棄に反対しないよう国民の説得工作に努めた。後に日中国交正常化が順調に実現し、「対日二分論」はそのプロセスにおいて掛け替えのない役割を果たしたと言えよう。そのため、日中関係の研究者には、「対日二分論」のそういう役割に注目を集めた先行研究が多数見られる。

『日本人民も中国人民と同じように戦争の犠牲者である。その戦争をしかけた人間が誰かというと、(中略) A 級戦犯である。よって、日本人も中国人も A 級戦犯の犠牲者である。そういう戦争の犠牲者から賠償を取り上げるべきでない』と、賠償を放棄した経緯がある¹と、「対日二分論」が中国政府が日本の戦争賠償を放棄する際、自国国民を説得するため果たした役割を、中江要介は若月秀和、神田豊隆、楠綾子、中島琢磨、昇亜美子、服部龍二の編著『アジア外交 動と静』において指摘した。

¹ 中江要介著、若月秀和、神田豊隆、楠綾子、中島琢磨、昇亜美子、服部龍二編、『アジア外交 動と静』、蒼天社出版、2010 年 10 月、242 頁。

また、「中国は日清戦争で二億五千万テールの賠償を払ったが、中国民衆はこのための重税でいかに苦しみ、いかに過酷であったか。日本国民にそれを求める気はない。戦争の責任は国民にはなく、国民に負担させるのはよくない」²や「戦争の責任はごく一部の軍国主義者にある。われわれは彼らを決して許さない。しかし、一般の日本国民、一般兵士には責任はない。責任がないばかりか、彼らもまた戦争の被害者である」、「党、政府、軍の幹部を総動員しての人民に対する説得、教育が開始された」³など、石井明、朱建榮、添谷芳秀、林暁光は、「対日二分論」に対して同じような認識を示した。

ほかに「周恩来は国内の説得に努め、賠償請求放棄の理由を三つ掲げた。(中略) 第三に、賠償金は日本国民の負担となり、日中友好が永遠に達成できなくなる。第三の点が最も説得的だった」⁴と、服部龍二は「対日二分論」を、日中国交正常化について中国国民を説得するプロセスに、最も説得力のある論理と見なした。

しかし、もし「対日二分論」は日中国交正常化のプロセスにおいて、戦争賠償の放棄に中国国民を説得する役割しかなければ、国交正常化がすでに実現された以後、一過性の政策になってしまうはずであり、決して今日に至っても中国政府に繰り返し強調され、長期的な対日政策と位置づけられるわけがない。中国はどうして、日中国交正常化の実現以後にも、「対日二分論」を唱える姿勢が変わらなかったのか。

一方、このような日本人民の無罪を宣言し、侵略戦争の責任をすべて日本軍国主義者に負わせた「対日二分論」は、戦争賠償の放棄にも役割を果たし、日本に対してかなり好意的と見られるが、日本政府はそれに対し、いかなる姿勢で対応に臨んだのか。

国交正常化の『日中共同声明』に、両国のかつての戦争について、「日本側は、過去において日本国が戦争を通じて中国国民に重大な損害を与えたことについての責任を痛感し、深く反省する」という一段が見られる。しかし、その一段を中国側が最初に提示した共同声明の草案、即ち「日本国政府は、過去において日本軍国主義が中国人民に戦争の損害をもたらしたことを深く反省する」⁵と対照して見ると、「日本軍国主義」という「対日二分論」から由来した表現は、日本政府の要望によって削除され、「日本国」に引き換えられたことが見られた。

² 竹入義勝、「歴史の歯車が回った 流れ決めた周首相の判断」、石井明、朱建榮、添谷芳秀、林暁光編、『記録と考証 日中国交正常化・日中平和友好条約締結交渉』、岩波書店、2003年8月、202頁。

³ 西園寺一晃、「印象深い周恩来総理の話」、同上、252頁。

⁴ 服部龍二、『日中国交正常化』、中公新書、2011年5月、208頁。

⁵ 「日中国交正常化交渉—中華人民共和国政府 日本国政府 共同声明（草案）」、日本外務省外交史料館、『歴史資料としての価値が認められる開示文書』、資料番号：01-42-2。

なぜ日本政府は「日本軍国主義」のような表現を回避し、「日本国」に拘ったのか。正常化当時の大平正芳外務大臣は以下のような説明を行った。「田中総理の訪中は、日本国民全体を代表して、過去に対する反省の意を表明するものである。従って、日本が全体として戦争を反省しているので、この意味での表現方法をとりたい」⁶。それゆえ、政府は国民全体の反省を理由に、「対日二分論」に関する表現を拒否した。

既に述べたように、日本人民の無罪を宣言し、侵略戦争の責任をすべて日本軍国主義者に負わせた「対日二分論」は、戦争賠償の放棄にもそれなりの役割を果たし、日本にかなり好意的と見られる政策であろう。このような明らかに日本に有利な政策に対して、政府はなぜ、拒否の姿勢を示したのか。

日中国交正常化の際、田中総理は周恩来総理との首脳会談の席上において、このように述べたことがある。「中国は日本に対し内政不干涉であるという考えが国交正常化の前提となっている」、「国交正常化の結果、中国が内政に干渉しないこと、日本国内に革命勢力を培養しないことにつき、確信を持ちたい」、「中国が革命を輸出しないということが私の最大のみやげになる」⁷と、田中総理は国交正常化の前提という、極めて重要な事項として、再三にわたって中国側に内政不干涉、対日革命輸出の停止を公式に求めた。

それに対し、中国の周恩来総理は「思想に国境線はない。思想は人民が選択する問題である」⁸と直接に否認しない形で中国対日革命輸出の事実を認めた。

1972年の田中総理の訪中は、日中国交正常化のための訪中であるにもかかわらず、田中総理にとっては、日中国交正常化の実現ではなく、中国に対日革命輸出を停止する公的な保証をもらうことが最大のみやげであった。単にこのエピソードから、当時中国の対日革命輸出攻勢及び日本政府がそれに対し多大な懸念を抱いていることがわかる。

田中総理の発言を見れば、当時、中国の対日革命輸出に極めて警戒していた日本政府は、「対日二分論」を中国が日本の内政を干渉し、日本国内に革命勢力を培養する手段と見なしたから、「対日二分論」に拒否的な姿勢を示したわけだったと考えて良いのか。

日本から見れば、国民の無罪を宣言し、戦争の責任を軍国主義者に負わせた「対日二分論」は、確かに戦争賠償の放棄にも役割を果たし、日本に好意的と見られるものの、同時に、戦後になってもはや一枚岩でなくなった日本社会を、人為的に軍国主義者と日本人民

⁶ 「日中国交正常化交渉―大平外務大臣 姫鵬飛外交部長 会談要録（非公式外相会談）」、日本外務省外交史料館、『歴史資料としての価値が認められる開示文書』、資料番号：01-42-2。

⁷ 「日中国交正常化交渉―田中総理・周恩来総理会談記録 第二回首脳会談（9月26日）」、日本外務省外交史料館、『歴史資料としての価値が認められる開示文書』、資料番号：01-42-1。

⁸ 同上。

という二つの陣営に分裂させることも可能であった。中国は「対日二分論」によって、日本社会にくさびを打ち込み、日本国民の力を借りてあらゆる軍国主義の台頭と見なしたい日本政府の動きをけん制し、間接的に日本の内政を干渉し、日本国内に革命勢力を培うことを狙っていたかもしれない。そのような考えに基づいて、日本政府は「対日二分論」に対して、当然、拒否的な姿勢を示したわけである。

内政の安定にもたらす影響を懸念し、日本政府は長期にわたって「国民全体として戦争を反省」と強調し、拒否的な姿勢で「対日二分論」が日本社会に及ぼす影響力を最小限に抑えようとした。また、歴史教科書問題、日本の防衛費増額、と中曽根総理の靖国神社公式参拝など、中国に日本軍国主義の台頭と見なされた事件が相次いで発生したため、「対日二分論」のみによって日本国民の反対運動を呼び起こすことが、もはや軍国主義の動きを抑えるのが出来なくなったと中国政府は判断し、国交正常化以後の歴代総理大臣の靖国神社参拝に一言も発しなかったにもかかわらず、中曽根総理の公人としての公式参拝に対して、やむを得ずに自ら身を乗り出して、批判に加わったと認識して良いのか。

ほかに、「対日二分論」を根拠に放棄された戦争賠償について、その後、日本対中 ODA の供与に直接に繋がったと主張する中国は、日本政府の保守的な対中資金や技術の供与に不満をぶちまけたことも見られた。戦争賠償と対中 ODA とは、いったいどのような関連性を持つのか。中国の関連性という主張に対し、日本側はいかなる認識であるか。対中 ODA について、両国にはいかなる認識のずれが見られるのか。

以上のように、本論は、多くの一次資料、先行研究と関係論文によって、「対日二分論」の軍国主義抑制と対日革命輸出の役割に注目し、その政策の背景、中国外交当局の目的、実際の対日外交における運用、及び日本政府の対応等を徹底的に検証したい。また、「対日二分論」の視点から、対中 ODA に対する日中両国の必ずしも一致しない認識についても考察したい。

各章の概要は、以下の通りである。

まず、第一章では、日中関係が総じて良好だった 80 年代に、中曽根総理の靖国神社公式参拝が決定された経緯を説明した。総理の靖国神社公式参拝に対して、中国は最初、自制的な対応を取っていたが、公式参拝が実際に行われたら、反応をエスカレートさせて厳しい対日批判の立場に転じた。その後、両国関係が徐々に回復しつつある中で、北京の大学生らを中心に、正常化以後初めての反日デモが突然勃発した。この反日デモは、いかなる背景に基づいて勃発したのか。なぜ国交正常化以後の歴代総理大臣がいずれも靖国神社

に参拝したにもかかわらず、1985年の中曽根総理の公式参拝以後、靖国神社への参拝は突然に中国に問題視され始めたのか。疑問を引き出して次の章に詳しく論じる。

続いて第二章では、まず第一節において、日本政府には靖国神社参拝問題に対する認識の不足があったと指摘した。国交正常化以後、中国はしばらくの間、A級戦犯とB、C級戦犯に対して異なる政策を示したため、A級戦犯が祭られていることが、中曽根総理の靖国神社公式参拝が認められない要因だった、という考えが政府の内部に見られた。だが、中曽根総理の参拝が中国に問題視されたのは、以前の総理と異なって、彼は「公式」で靖国神社に参拝したわけだったと説明した。

第二節では、なぜ中国は「公式」の方を重視しているのかという理由を分析検討した。日中国交正常化の際、中国は「対日二分論」に基づいて、戦争賠償を放棄した。しかし、「対日二分論」は日本人民に同情的でありながら、侵略戦争の責任をすべて負わなければならない軍国主義者に対して、中国なりの制裁を加えることが出来ない。それゆえ、中国は日本政府の歴史認識を密接に注視し、日本軍国主義の台頭を極めて警戒していた。それが、中国は「公式」の方を重視する理由と説明を試みた。

第三節では、日本に好意的と見られる「対日二分論」は、実際において日本政府に受け入れられなかった現状を指摘した。日本政府は、国交正常化の共同声明に、国民全体として戦争を反省していると主張し、日本軍国主義に関する表現を拒否した。それは、「対日二分論」は、人為的に日本社会を日本人民と軍国主義者という二つの陣営に分裂させることが可能であるためだった。中国は国交正常化以後にも「対日二分論」を引き続き唱えるのは、まさに日本国民を中国の味方に引き込み、日本社会にくさびを打ち込むことによって間接的に日本をけん制し、日本に影響力を及ぼすことを期待しているかもしれない。

第四節では、日本政府の拒否と日本国民の対中イメージの悪化により、日中関係はもはや、中国が「対日二分論」を持ち出したら直ちに日本国民の反響を呼べる時代でなくなると指摘した。それゆえ、1978年のA級合祀以後、中国は歴代総理大臣の靖国神社参拝に対して、一言も発しなかったにもかかわらず、1985年の中曽根総理の公人としての公式参拝にやむを得ず自ら身を乗り出して批判に加わった。

第三章第一節では、「対日二分論」は中国共産党の「階級闘争論」から発祥したもので、中国が国内の少数民族問題や宗教問題の解決に使いこなされた「階級闘争論」を、そのま

ま対日外交に転用したものにすぎないと指摘した。また、「対日二分論」が日中国交正常化のプロセスに果たした役割を認めたものの、その後、一過性の政策になってしまうことなく、正常化以後にも引き続き中国に唱えられる理由について指摘した。

第二節では、中国が今まで日本国民に呼びかけた内容について考察し、その内容自体の変化に着眼して、中国対日政策の変遷をまとめた。「対日二分論」は中国の対日政策として、最終に日本において機能を果たせるようになるのは、日本国民の協力が必要不可欠である。それゆえ、中国は積極的に日本国民に軍国主義の反対を呼びかけながら、日本が中国の外交路線に加担することも望んでいた。

第四章第一節では、まず対中 ODA が決定された経緯をまとめた。中国は日本財界のアドバイスを受け入れて、日本政府に対中 ODA の供与を要請した。対中 ODA が最初に決定された時、日中両国はいずれも経済の分野においてそのものについて日中の協力を考えており、かつての侵略戦争と関連して対中 ODA のことを考える動きがどちらにも見られなかった。

第二節において、戦後日本のアジア諸国に対する戦後処理外交を個別に分析することによって、戦争賠償、経済技術協力及び経済開発借款は、いずれも日本戦後処理外交の一環であることを指摘した。三者がよく組み合わせて、日本は関係国との国交正常化を実現し、また一国の市場を打開する手段として使われた。いわゆる「賠償からビジネスへ」という構図であった。

第三節では、ほかのアジア諸国の多くが賠償または準賠償の受償を経て ODA の受け入れを開始したのに対し、中国はその段階を経ずに直接に日本の ODA を受け入れることになったと指摘した。それゆえ、日本の民間にあった日本の対中 ODA が戦争賠償の代替物ではないことをはっきり声明しようという要望に、中国側は対中 ODA が援助であることを意識的に回避し、対等的な経済連携のような表現にこだわっていた。

本論は、1985 年 8 月 15 日の中曽根総理の靖国神社公式参拝が、なぜ中国に問題視されたのかについて議論をはじめ、「対日二分論」という中国あらゆる対日政策の前提と基礎を引き出し、その政策が提出された背景、中国側の意図、対日外交における実施状況、日本側の対応などを徹底的に検証するものである。

「対日二分論」は日中国交正常化のプロセスにおいて、戦争賠償の放棄にそれなりの役

割を果たしたものの、同時に中国が日本国民の無罪を宣言することによって日本社会にくさびを打ち込み、日本国民に軍国主義の反対を呼びかけることを通じ、あらゆる軍国主義の台頭と見なしたい日本政府の動きをけん制し、最終に日本の内政を干渉できるような手段として使われた一面も見られる。

中国の内政干渉に極めて警戒していた日本政府は、当然、「対日二分論」に抵抗的であり、「国民全体として戦争を反省」を理由に日中国交正常化の共同声明に「対日二分論」に関する表現を拒否した。また、中曽根総理の靖国神社公式参拝をはじめ、歴史教科書問題、防衛費の増額など、中国に軍国主義の台頭と見なされた事件が日本で相次いで発生したため、「対日二分論」のみによって日本国民に呼びかけることがもはや軍国主義の台頭を抑制できなくなったと中国は判断し、やむを得ず自ら批判に乗り出し、日本政府の動きをけん制しようとするようになった。

それが国交正常化以後の歴代総理大臣がいずれも靖国神社に参拝したことがあるにもかかわらず、中国は 1985 年 8 月の中曽根総理公式参拝以後、日本政府首脳が靖国神社参拝を問題視し始めた要因と、本論は考える。総理の靖国神社参拝に対する中国側の対応の激変に疑問を感じ、「対日二分論」を引き出してこの中国特有の対日政策を全面的に考察することによって、中国対日外交の戦略、すなわち日本国民の力を借りて日本の内政を干渉する構図を明らかにするのは、本論の努める方向である。